

第一号議案

令和四年度大分県立さくらの杜高等支援学校の入学定員について

令和四年度の大分県立さくらの杜高等支援学校の入学定員を別紙のとおり定める。

令和三年七月九日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

提案理由

令和四年度の大分県立さくらの杜高等支援学校の入学定員について、別紙のとおり決定したいので提案する。

令和4年度大分県立さくらの杜高等支援学校入学定員（案）について

1 令和4年度大分県立さくらの杜高等支援学校入学定員（案）

	学 校	学 科	入学定員	学級数
知的障がい	さくらの杜高等支援学校	産業技術科	32	4

<別添資料1>

令和4年度大分県立さくらの杜高等支援学校入学定員について

令和3年7月9日
特別支援教育課

1 定員策定の考え方

(1) 入学者選考の対象

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に定める知的障がい者の程度であることが認められる者

(2) 入学者選考の方針

大分県立高等特別支援学校を志願する生徒について、学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し選考する。その際、学校の特色に配慮しつつ、志願者の障がいの程度及び資質や能力等を適正かつ総合的に評価する。

(3) 1学級の定員

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)では、特別支援学校高等部の単一障がい学級の1学級当たりの定員は8人が標準であると規定されている。また、令和3年4月に文部科学省より公表された特別支援学校設置基準(案)にも特別支援学校高等部の単一障がい学級の1学級当たりの定員は8人以下とすることとすると示されている。

◆公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第14条 公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する生徒をいう。以下この条において同じ。)で学級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特別支援学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

(4) 入学定員の算定方法

(3)の学級編制基準を基に入学定員を算定する。

また、次年度以降の入学定員の策定については、「大分県立高等特別支援学校入学者選考要項」の策定をもって行う。

2 入学定員(案)

障がい種	学校名	学科	入学定員	学級数
知的障がい	さくらの杜高等支援学校	産業技術科	32	4